

## アオハル防災キャンプ実行委員会実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、アオハル防災キャンプ実行委員会（以下「防災キャンプ実行委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災キャンプ実行委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 防災キャンプについての企画・運営を行う。
- (2) その他防災キャンプ実行委員会に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 防災キャンプ実行委員会は、実行委員（以下「委員」という。）10名以内で組織する。

(選考委員会の設置)

第4条 委員の選考を公正に行うため、アオハル防災キャンプ実行委員会委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 危機管理統括部長
- (2) 防災危機管理課長
- (3) 防災危機管理課課長補佐
- (4) 防災危機管理課啓発グループ主査

3 選考委員会には委員長を置き、危機管理統括部長をもって充てる。

4 選考方法は、別紙様式を提出させ選考委員会において書類審査とする。

(委員)

第5条 委員は次に掲げる者から決定する。

(1) 市内在学、在住または在勤の中学校卒業以上25歳未満ですべての実行委員会及び防災キャンプに参加できる者。

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者。

2 委員の任期は1年とする。

3 委員は、再任されることができる。

(議長及び副議長)

第6条 防災キャンプ実行委員会に議長及び副議長を置く。

2 議長は、委員の互選によって定め、副議長は議長が指名する。

3 議長は、会務を総理し、防災キャンプ実行委員会を代表する。

4 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 議長は、防災キャンプ実行委員会を招集し、その会議の議長となる。

2 防災キャンプ実行委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 議長は、防災キャンプ実行委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 防災キャンプ実行委員会の事務局は、防災危機管理課に置く。

(報酬)

第10条 防災キャンプ実行委員は、実行委員会を開催された場合、拘束時間の長短に限らず、一律3,000円を報酬として支給することとする。

(その他)

第11条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。